

2016年1月吉日

事業者様へ

佐倉染井野S1地区建築協定運営委員会

会長 中沢 一幸

## 建築協定に関するご協力のおお願い

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。また当運営委員会の活動へのご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、すでにご承知かとは存じますが、染井野地区は佐倉市の定める地区計画とは別に、良好な住環境および美しい景観・まち並みの維持を目的として、佐倉市と建築協定ならびに緑地協定を締結しております。事業者の皆様にも是非ご協力いただきたいポイントを改めてご案内させていただきますので、よろしくおお願い致します。

なお、各協定や運営委員会規約で定めるルールにつきましては、「住まいの手引書」を、佐倉染井野緑地協定運営委員会/建築協定運営委員会のホームページに掲載しておりますので、是非ご一読願います。

(ホームページ) <http://sakurasomeino.com/>

「住まいの手引書」P2に記載の建築工事等をご計画される場合、施主様には運営委員会への事前届出をお願いしております(協定加入者が対象)。屋根・外壁の塗装工事やカーポートの設置の場合は、建築工事の開始の2週間前までに、新築や改築・増築の場合は、30日前までに、各ブロック役員宛に事前届出をお願いしております。

また屋根・外壁の塗装等につきましては、色彩指針を設けており(「住まいの手引書」P37～P40)、施主様には、事前届出に際し、屋根・外壁それぞれについてマンセル値(色相・明度・彩度)の数値の記入をお願いしております。このようなことから、施主様から事業者様に、マンセル値についての問い合わせがあるものと想定されます。事業者様におかれましては、たいへんお手数をおかけしますが、塗料メーカー様にご確認のうえ、マンセル値の把握をお願いしたく、よろしくおお願い致します。

また、建築工事等の開始は、原則として運営委員会の確認後(承認済の看板を掲示)となりますので、早めに建築工事等の内容を確定していただき、施主様からの届出が速やかに行われますようご協力のほど、何卒よろしくおお願い申し上げます。ご参考までに提出を頂いている事前届出のひな型(ホームページからもダウンロードできます)を同封させていただきます。

末筆ながら貴社益々のご発展を、心よりお祈り申し上げます。

敬具

(問い合わせ先) 総務担当：吉田豊孝 090-2735-1578